

記入例

様式第三十五号の二（第十三条の三関係）

（第1面）

届出年月日を記載してください

有害使用済機器保管等届出書

令和元年 月 日

浜松市長 殿

届出者

商業・法人登記の登記事項証明書（個人の場合は住民票）の住所、名称（氏名）を正確に記載し、代表者印を押印すること。

住所 浜松市〇区〇町〇〇番地

氏名 株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 浜松 一郎



（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 053-***-****

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）

有害使用済機器の品目：

ジャー炊飯器、扇風機、パーソナルコンピュータ、プリンター、ゲーム機

該当する区分を囲んでください。手選別のみ場合は『保管のみ』に該当します。

処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分（再生を含む）

事務所及び事業場の所在地等

事務所 〇〇〇〇事業場 電話番号 053-***-****
浜松市〇区〇番〇〇号

事業場 同上 電話番号 同上
面積 600㎡

保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）

保管場所① 所在地：同上
面積：80㎡、最大高さ：2m
品目：パーソナルコンピュータ

保管場所② 所在地：同上
面積：50㎡、最大高さ：1m
品目：ジャー炊飯器、扇風機、プリンター、ゲーム機

該当事業場全体の面積を記載してください。

処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目

事業場：〇〇〇〇事業場 所在地：同上
品目：パーソナルコンピュータ

事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力

〇〇事業場 所在地：同上
破砕機（シュレッダー）、1台、平成25年10月1日設置
処理能力3 t/日

※事務処理欄

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
株式会社 ○○○○	浜松市○区○町○○番地	
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。 2 ※欄は記入しないこと。 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 市長が定める部数を提出すること。		

(日本工業規格 A列4番)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更届出時には変更部分を明確にして記載すること）

- ・一般家庭から引き取った有害使用済機器を事業場で保管及び処分する。
- ・取り扱う品目は下記参照。
- ・品目 3 は保管場所①で保管し、1、2、4、5 は保管場所②で保管する。
- ・品目 3 は、破砕機で破砕し、金属原料のみを選別する。
- ・適正な処理のため、法に基づく保管及び処分の基準を遵守する。
- ・保管及び処分後の有害使用済機器や金属原料は、輸出業者に売却する。

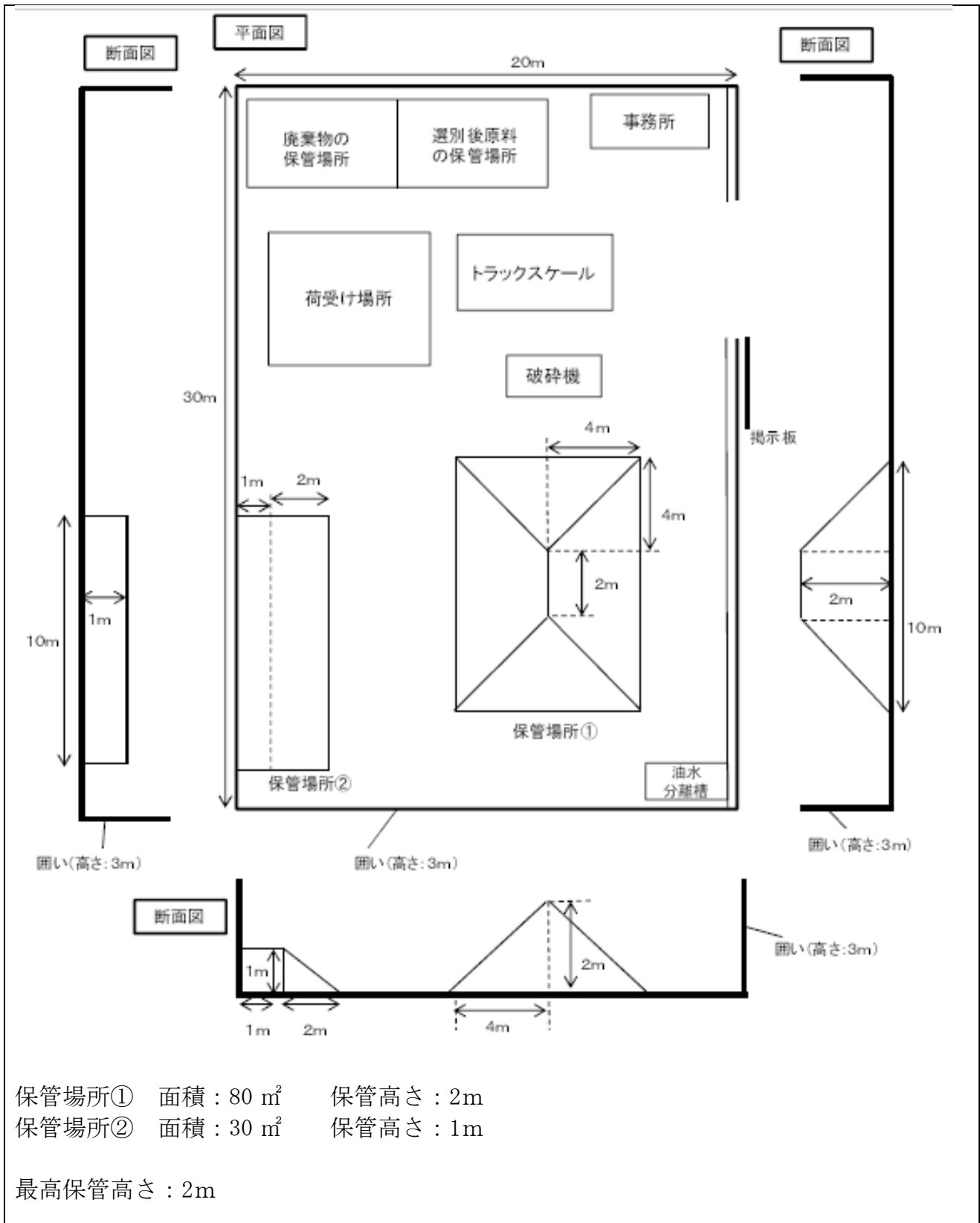
届け出た処理の区分に従って記載してください。

2. 取り扱う有害使用済機器の品目及び受入量等

	有害使用済機器の品目	受入予定量 (t/月又は m ³ /月)	予定受入先事業者	処分又は再生を行う場合には処分又は再生の方法	予定持出先の名称及び所在地 (予定持出先事業場の名称及び所在地)
1	ジャー炊飯器	0.3 t / 月	一般家庭		株式会社〇〇貿易 静岡県〇〇市〇〇区〇番〇号
2	扇風機	0.2 t / 月	同上		同上
3	パーソナルコンピュータ	1 t / 月	同上	破砕	同上
4	プリンター	0.5 t / 月	同上		同上
5	ゲーム機	1 t / 月	同上		同上
6					
7					
8					
9					
10					

備考 取り扱う有害使用済機器の品目ごとに記載すること。

事業場の平面図

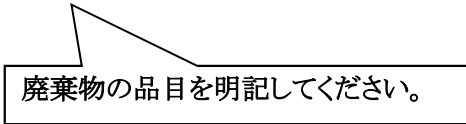


記入例

様式第 3 号

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法

○処分に伴い排出される廃棄物については、弊社が排出した産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、汚泥）として産業廃棄物処理業者に処理を委託します。



廃棄物の品目を明記してください。

○処理を委託するまでの間は、廃棄物処理法に規定される産業廃棄物保管基準に従い、産業廃棄物を適正に保管します。